

1、會社の都合で労働し又は組合が請求する月以上支給
 2、自費車に因る事故又は會社の責に於てするもの
 3、一ヶ月労働費二十圓の賞與支給のものを
 4、労働年費として三ヶ月労働費正圓、六ヶ月労働費十圓、
 5、長給二ヶ月労働費一圓五圓以上長給するもの
 6、車掌（正給）第八圓
 7、一ヶ月労働費（一給）四十五圓
 8、労働年費（六給）五圓三十五圓より最高六十五圓
 9、餘給の都合で労働費請求するもの
 10、要求事項
 11、前子細より請求するもの
 12、了り或は労働費に於て一月二十三日要求書提出後二十四日卒
 13、会社合議の變更し又は労働費員がたゞ了り餘給請求するもの
 14、賃金請求し、専業主業職率労働士労働費員の國家給付

法人労働會協同出張所

法人労働會協同出張所

十三、争議の経過
 従業員側は要求書提出と共に地方有志細石三郎に交渉方萬
 事一任したるを以つて同人は双方の間を種々斡旋し一月二
 十八日午前十時左の通解決す
 十四、解決條件
 1、従業員に對する待遇は無條件にて從來（改正前）に復歸
 2、従業員怠業中の費用及給料は事業主側に於て負擔す
 3、争議参加者全員を復職せしむ
 （備考、罷業と同時に事業主側は五名の臨時運轉手を雇
 入れ運轉の繼續をなしたのである）

すること

十三、争議の経過

十四、解決條件